

# ゴルフカート利用約款

杉木台ゴルフクラブ

## 第1条 本約款の目的

この約款は、当クラブの乗用カート（以下『カート』と称します）の利用に関する基準を定め、施設利用者及び施設就労者の安全、並びに施設の安全を図りつつ施設利用者の充実を期することを目的とします。

## 第2条 本約款の遵守

カートの運転者（以下運転者と称します）及び当該カートの同乗者（以下同乗者と称し、運転者及び同乗者を総称して利用者と称します）は、利用に関し約款を遵守する義務を負います。

## 第3条 運転の制限

- ① カートは、ゴルフ場施設以外で利用運転することは、絶対に出来ません。
- ② カートは、施設利用署名手続きを経た約款承諾者の運転者以外の方の運転あるいは、操作することは出来ません。 ※施設利用署名手続きとはフロントで記入する受付票を指す。

## 第4条 運転者の資格

- ① 運転者は、自動車運転免許を有する者に限ります。
- ② 次の事由に該当する場合は、カートの操作することが出来ません。  
A自動車運転免許証に条件が付けられている（免許停止中）場合。  
B飲酒及び薬物服用した場合、病気怪我事由により正常な運転が困難な場合。

## 第5条 運行責任者

- ① 運転者が複数の場合のカートの運転担当及び運転の交換に関する事項は、リーダーの責任において、これを行って下さい。 ※リーダーとはエチケットリーダーを指す。
- ② カート移動または停止、他利用者の乗降り、その他カート運行に関する事項を除き、運転者の責任においてこれを行って下さい。

## 第6条 係員及び運行責任者の指示

- ① 利用者は、カートの運行に関し、係員が指示した事項に関しては、当該係員に従って下さい。
- ② 利用者は、カートの運行に関し、運転責任者（リーダー又は運転者）の権限に属する事項に関しては、当該運転責任者の指示に従って下さい。

## 第7条 安全運転義務

運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して周囲の状況に応じ、同上者も含めた他の人身に対する危険、当該カートに対する損傷、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転して下さい。

## 第8条 運転中の注意

- ① 運転者は、カートの運転に際しては、次の事項を遵守して下さい。
- ② 運転の開始に同乗者の乗車に先立って、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動する事を確認して下さい。

- ③ 発進は、必ず同乗者が着座したことを確認したうえで、行って下さい。

#### A・走行の際の注意事項

- 1) カート道路の走行に際し走行方法（走行方向・速度・一旦停止・信号等）の表示があるときや、従業員より指示があるときは、これに従って下さい。
- 2) 起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を走行する場合には、予め減速のうえ徐行を行し、かつ必要に応じて、同乗者に声を掛けるなどして注意を促して下さい。

#### B・停止の際の注意事項

- 1) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当る可能性のある場所には、停車させないで下さい。
- 2) カートを離れるときは、必ず同乗者の乗降を確認したうえ、カートが確実に停車しているか確認願います。

### 第9条 利用者の注意

利用者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

- 1) カートの走行用装置（キースイッチ・前後進切替装置等）には、手を触れないで下さい。
- 2) カート走行中は、カートのアームレスト・アシストグリップ等に掴まって、身体・衣類・用品がはみ出さない様に注意して下さい。特に身体部位のはみ出しは、重大事故に繋がりますので、絶対にしないでください。
- 3) カートの乗車定員は5名以内です。乗車定員を守って下さい。

### 第10条 事故及び故障の場合の処置及び連絡

- ① カート事故が発生した場合、直ちにプレーを中断して負傷者の救助・負傷部位の応急処置を行い付近にいる施設就労者に応援要請、クラブハウスマスター室に携帯電話等でその旨を連絡して指示に従って下さい。
- ② カート故障が発生した場合、近にいる施設就労者に応援要請、クラブハウスマスター室に携帯電話等でその旨を連絡して指示に従って下さい。従業員が現場修理復旧または、代替カートを用意いたしますので、後続組の打ち込みに注意して退避してお待ち下さい。

### 第11条 事故の場合の責任等

- 1) 運転者がカートに関し、故意または過失により身体に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、他の施設内物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下カート事故と称す）を起こした場合には、被害者（施設就労者も含む）に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。
- 2) 他利用者が故意または過失により、カート事故を生じまたはカート事故を誘発した場合には、運転者と連携して、あるいは単独にて、被害者（施設就労者も含む）に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。
- 3) 利用者がカート事故の被害者となった場合において、当該利用者に、本約款に反する行為があった場合には、事情に従い運転者に対する損害賠償請求の全部又は一部が、過失相殺により免責されることがあります。
- 4) 当クラブは、従業員以外が運転したカート事故による人的・物的損害については、一切責任を負いません。